



Title	コミュニケーション的行為論の根本概念(上) : ハーバーマス研究ノート・ニ
Author(s)	藤澤, 賢一郎
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1984, 10, p. 77-105
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/11622
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

コミュニケーション的行為論の根本概念（上）

— ハーバース研究ノート・二 —

藤 澤 賢 一 郎

I. 批判的社会理論の体系構想への動機づけ

II. 弁証法・解釈学・語用論の不発に終った三位一体

（以上、大阪大学人間科学部『年報人間科学』第3号、1982年）

III. コミュニケーション的行為論の根本概念

序 「労働と相互行為」

一 行為の概念と類型

二 妥当要求（以上、本誌）

三 了解と行為の調整（『年報人間科学』第5号）

四 議論の理論

五 生活世界と形式的三世界の概念

Ⅲ コミュニケーション的行為論の根本的概念（上）

— ハーバーマース研究ノート・二 —

「コミュニケーション論的転回」¹⁾を経て改訂されたハーバーマースの批判的社会理論の根底をなし、全体を貫くのは、「コミュニケーション的行為」という概念である。形式語用論的に基礎づけられ、生活世界論を背景に控えるこの概念は、文化・社会・人格という社会科学の主題と本質的に連関する巾広い射程を持っている。ハーバーマースは最初の着想以来幾多の予備的研究と実験を重ねつつ、十余年を経て、自信をもって上梓した最近の名著『コミュニケーション的行為の理論』（以下『理論』と略記）に於て、コミュニケーション理論の基本的な考え方を大成させた。本稿ではハーバーマースに於けるこの考え方の形成を歴史的に跡づけるとともに、最近の名著に依りながら、体系的意図に導かれた理論的研究の脈絡で仕上げられる著しく錯綜したコミュニケーション行為の概念を、再構成的に概観することが目指される。

序 「労働と相互行為」

ハーバーマースの新しい名著でいう「コミュニケーション行為」の概念の原型は、いうまでもなく、『<イデオロギー>としての科学と技術』で「労働もしくは目的合理的行為」と対をなすものとして導入された「記号に媒介された相互行為」である。もっともこの一組の対概念は、アリストテレスのテクネー（或はポイエーシス）とプラクシスとの区別にまで遡ることができ、既に『理論と実践』に於てハーバーマースは、これを手引きとして政治哲学的な問題史を構成していた。しかし労働と相互行為という区別を、ヘーゲルの『イェナ精神哲学』に再発見し、現代社会学の知見を踏まえて初めて明確に定式化した時、彼はこのカテゴリーを批判的社会理論の新しい体系構築の為のパラダイムにしようとの意図に導かれていたのである。ひき続いて発表された『認識と関心』——これは「序説」として位置づけられていた——は認識論（史）研究の中で、二つの行為類型の区別と連関を解明し、基礎づけようという試みとみなすことができる。コミュニケーション論的転回を模索していたこの時期の理論的成果は、転回後でも、むろん修正され、深められ、新しい言い回しが与えられはするが、維持され前提されてもいる。

そこで私は、(1)コミュニケーション行為が目的合理的行為との対比で当初どのように考えられていたかを、やや詳しく再確認することから始めよう。次に、(2)如何なる意図でこの区別が強調されねばならなかったのかを押さえ、(3)この観点から『認識と関心』以後のハーバースの活動を手短かに整理しておきたい。

(1) **労働と相互行為** ハーバースは二つの行為類型の区別と連関を、行為者の態度・経験・言語・科学的認識とそれを導く関心などの様々な局面で詳細に追求する。しかし行為の弁別基準として最も分かり易いのは、行為が如何なる規則に導かれて遂行されるかであり、実際ハーバースもこの観点で定義を与えた ([68a] 62f)。以下その定義を、然るべく補足を交えながら、パラフレイズしてみよう。

① (行為規則) 行為者が所与の条件の下で特定の目的(望ましい結果)を実現しようとする時、その活動は労働或は目的合理的行為と呼ばれる。目的を実現する為には、行為者は目的にふさわしい仕方で活動しなければならないが、この仕方を定めるのが行為規則である。この規則が、究極的には自然法則的知識に遡る経験的知識に基づいた技術的規則であるか、それとも分析的知識に基づく戦略であるかに応じて、目的合理的行為は更に、**道具的行為と戦略的行為**(合理的選択)という下位クラスに分けられる。

道具的行為の範型は生産(加工)であり、それは<かくかくの条件下でしかじかのことが為されるなら、特定の結果が機械的一因果的に生ずるであろう、それ故この結果を産み出す為にはしかじかに振舞わねばならない>という条件つき予測或は命令に従って為される。この予測的中したりはずれたりする。他方の戦略的行為の範型としては、斗争やゲームを思い浮べればよい。これは道具的行為と同じ目的論的構造を持つが、ただ戦略は技術的規則に従って定められるのではなく、普遍的公準(例えば将棋のルール)と選好規則(定跡のように、可能な指し手のうち、所与の局面で最もよい手を定める)とから導出されるのである。この導出は正しいか正しくないかである。「道具的行為が手段を組織し、この手段は現実を有効に制御するかどうかという基準に従って適切か不適切かとされるのに対し、戦略的行為は、価値と公準とを使った演繹だけから生ずる行動の可能な選択肢を正確に評価しているかどうかにかき依存しない」([68a] 61)。こうした相違にも拘らず、道具的行為と戦略的行為は結合され得るし、またしばしば結合されねばならない。(例えば商品生産は市場の法則と経験的な調査内容とから規定される戦略体系に組み込まれているのが普通である。)

「他方、**コミュニケーション的行為**ということ私が理解するのは、記号に媒介された相互行為である」(ibid.)。(記号には、文法をもった人工及び自然言語、身振り、信号や標識が含まれるが、ハーバースは行為定義のレベルとしては「間主観的に共有された日常言語」に限定している。)相互行為は二人以上の参加者の間で遂行され、人間同士の相互人格

的關係を生み出したり、継続したり、或は各自の行為計画を互いに調整したりする。それ故、目的合理的行為に於ける技術的規則乃至は合理的選択の規則に該当するのは、ここでは参加者を交互に義務づける妥当する社会規範である。規範は、＜自分(相手)がかくかくと振舞うなら、相手(自分)はそれにしかじかと反応すべき(するはず)である＞という、相補的な行動期待を規定する。規範は遵守されたり違反されたりする。

技術的規則と違って、法や道德のような社会規範は自然の中にその成立根拠を持つわけではなく慣習的に設定されるにすぎない。それ故、拘束力を持つ為には規範は、二人以上の主体（通常は社会共同体の社会化された成員すべて）によって間主観的に理解され承認されていなければならない。日常言語の中に客観化される規範の拘束力は、（大抵の場合 社会集団に帰せられる）制裁の力サンクションに基づく。

②（経験と言語） 道具的行為の機能圏に見出されるのは、対象（Gegenstand）としての自然である。ここでは（しばしば共働という形をとるにしても原理的には）孤独な主体が、

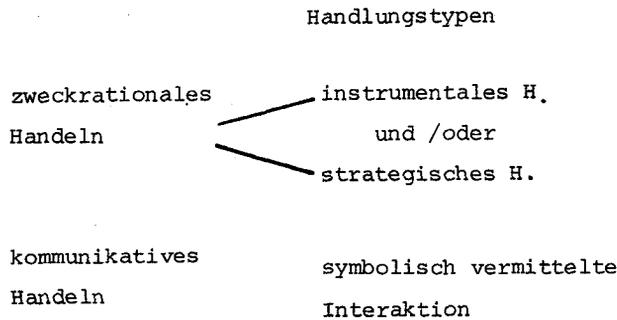


図1

客観化的態度をとって自然を技術的に処理する。言語はもっぱら、自然法則を定式化したり、操作可能な事物・出来事・状態についての経験を記述するのに用いられ、それ故本質的にモノローグ的である。戦略的行為は他の行為者との間で（或は他の行為者を想定して）遂行されるが、あらかじめ調整された選好規則と公準が参加者を拘束しているのだから、可能な選択肢の間での決定はやはりモノローグ的になされる。

これに対して相互行為の機能圏では、参加者は互いに意思を疎通し了解し合うという間主観性のレベルで出会う。一方の主体と関係する行為者は、操作可能な対象として扱われるのではなく、当の主体と同じ種に属するもう一方の主体として振舞い、相手役（Gegenspieler）を演ずるのである。ここでは人物、その発言、及び記号的に構造化され理解可能な状態についての経験が行なわれる。言語はこうした状態を記述するだけではない。我々は言語を使うことによって、また使うことに於て、何かを行なうのである。それ故相互行為を

媒介する言語は本質的に^{ダイアローグ}対話的である。

③(規則違反の帰結) 二つの行為類型は、規則違反が如何なる帰結を、どのような仕方でもたすかという観点から、より判然と弁別される(Vgl. II. 76)。道具を使って何かを作り出そうとする時に然るべき手続きに従わないなら、或は不適切な手段をとるなら、我々は自然的帰結として、目指すものを作り出せなかったり、ケガや損害などの不都合な随伴結果をひきおこす。目的合理的行為に於ける規則違反と帰結との関係は、因果的もしくは分析的である。つまり行為そのものを分析するなら、それがどのような結果に至るかを規則にてらし合わせて予想できるのである。

これに対して、例えば期日を限って金を借りた人がその約束を守らなかった時には、彼は世間から非難され、特定の仕方では制裁される。しかし期限内に金を返却しなかったということから一定の非難や処罰が自動的に結果するわけではない。妥当する規範から逸脱した行為とその帰結との関係は、人為的・慣習的である。つまり制裁はかくかくのこを行なったということそのものからではなく、その種の行為を禁ずる規則が妥当だとして間主観的に承認されておりかつその行為が規則違反として認定された、という事実から引き出されるのである。

④(合理化) 目的合理的行為の規則は学習され、また学習は蓄積的な効果を持つ。行為者は、規則に習熟し、技術的な熟練をつむことによって、(またなかんずく道具的行為の場合には規則そのものを改善することによって) 目指す成果をより早く、より多く挙げる事が可能になる。労働は合理化可能であり、合理化は生産力の上昇をもたらす、人間を飢餓と貧困という外的自然の暴力から解放する。

他方、社会規範は内面化され、行為主体の人格構造の一部をなす。我々は行為の動機づけに通じることによって、規範に適った態度をとれるようになる。それ故相互行為は、個人を社会化させる形成的な機能をも果たす。興味深いのは、ハーバーマスがコミュニケーション行為もまた合理化され得ると考えている点である。世界像(神話・宗教・形而上学の中に客観化される)・社会規範・制度のような、社会的葛藤を調停するメカニズムは、常にまた抑圧的にも機能し、集団や個人の同一性の形成過程には強制が入り込む。コミュニケーションの媒体と過程それ自身が、コミュニケーションの制限や歪み(近代ではイデオロギーと神経症的症状として典型的に現われる)を引き起こすのである。しかし葛藤調整のメカニズムはより正しい、より望ましいものに、即ち成員のより普遍的な利害関心をより多く具現するものに替えることができる。社会的統合と自我^{アイデンティティ}同一性の形成は、より少ない強制によって達成可能である。コミュニケーション行為の合理化は、人間をその歴史過程につきものの内的自然の暴力から解放し、個人を個性化させ、支配から自由でより人間的な交流を拡大する。——この想定はハーバーマスの進化論的考察に重要な意義を持っている。

⑤ (認識と関心) 道具的行為を究極的な次元で方向づけるのは、自然を対象化し、技術的に処理して支配しようとする技術的関心であり、この同じ関心が自然科学的認識を導く。経験的-分析的知識は、法則論的言明、観察可能な出来事についての因果的説明、条件付きの予想といった形をとって、技術的に使用可能にされる。相互行為を方向づけるのは、強制のない一致と暴力のない相互承認とを反事実的に前提しての、間主観的了解への実践的関心であり、人間科学的認識はこの関心によって導かれる。伝承された意味連関の解釈という形態をとった解釈学的知識は、コミュニケーションの実践に於て有効になり得る。

(2) カテゴリー的区別の意図 ハーバーマスは労働と相互行為との区別をあまりにも強調した為に、この両者があたかも別箇の領域で、独立に遂行されるかのような誤解を喚び起こした。この点について少し後に彼は次のように弁明している。「私はこの両者を実践と呼ぶことにいさきかも反対しないし、また道具的行為が通常はコミュニケーション行為の連関に組み込まれていること(生産活動は多くの場合社会的に組織されている)という点にも全く異論がない。しかし一つの複合体を然るべく分析することを、つまりその部分へ分解することを、何故断念すべきなのかという理由が、私には全然見あたらない」([73h]382 F.n.)。ではハーバーマスは何故この区別をそれほどまで強調せねばならなかったのか。私見では彼の意図は三つに分けて考えられる。①社会科学に於ける悪しき客観主義と実践的な無力化という傾向を批判する理論的武器として使う為に。②その反面で、自身の批判的社会理論を社会進化の理論として体系的に構築する際の準拠枠とする為に。③社会批判の規範的正当性の基礎を探る手懸りとして。

① 近代の社会科学には、その当初から社会的実践を目的合理行為へと還元しようとする動向があった。これは、近代社会では二つの行為類型が意識されにくくなるという事情([68a] 83)に対応している。既にマキアヴェリが品性の育成を目的とした伝統的政治学をば、臣民を統治し、権力の獲得・維持・拡張を目指す君主の実践の技術化と選択の合理化の理論へと転換していた。自然研究が、数学的・機械論的な世界観を採用することによって、哲学から科学へと脱皮すると、社会哲学者は人間の社会的実践一般をもこの世界観に則って客観的に把握しようとした。しかしこの研究戦略をいち早く採用して政治学の革命を成就し、その後の社会科学の問題設定や方法に影響を与え続けてきたホッブズは、理論が実践的に無力化し、認識が観想へと撤退するという代償を支払わねばならなかったのである([63a] 27ff)。というのも社会的実践は、認知的-道具的な合理性の論理に従うだけでなく、参加者のコミュニケーションによる共同の意志形成にも媒介されるからである。社会の理論が狭隘化し実践とのつながりを失っていくという傾向は、今日でもなお優勢であり、社会科学は決断主義に陥るか、目的合理的行為にしか連繋しない社会工学的勧告を辛じて与えるに

停まるか、というディレンマに立たされる。こうした中でマルクスは、理論の成立経緯とその使用連関とを反省することによって、実践的意図に結びつく社会理論を初めて完成させた。しかしそのマルクスですら、労働と相互行為との区別を再発見し、自然科学とは異なる反省次元で理論を形成していたにも拘わらず、自己の洞察を体系的に叙述する段になると、社会的実践を一元的に労働として捉えかえそうとした。その為に革命論とイデオロギー論の実践的-規範的意義が隠され、このことがその後のマルクス主義運動に於ける危機待望的な客観主義と、主体の変革能力に一面的に頼る主観主義との分裂を引き起こし、この二つの偏向を繰り返し再生産する遠因となったのである。

② それ故ハーバーマスは、社会科学的認識と実践に於けるこの種の困難を打破すべく、社会理論をば、二つの行為類型を準拠枠とした社会進化の理論として、さしあたりは史的唯物論の再構成という形で、構築しようとする。『認識と関心』での考察によれば、人類の歴史は、道具的行為を通じての自己産出過程とコミュニケーション的行為を経てなされる自己形成過程との統一である類の自己構成過程として把握され、歴史的進化は、この両過程に於て別の論理に従う合理化として理解される²⁾。またマルクスの生産力と生産関係という指標にかえて、社会の発展段階を、目的合理的行為の下位システム（経済機構と国家装置）とコミュニケーション行為のネットワークをなす制度的枠組とが分化しているかどうか、またこの両者がそれぞれの内部で更にどのように機能分化し、社会全体の統合にどのように関わるのかに応じて、区別する。その際ハーバーマスが強調するのは、土台と上部構造という理論図式では軽視されがちであった規範的構造が、体制の安定化と社会進化とに重大な寄与をする、という洞察である。というのも、世界像・法と道徳の観念・個人及び集団の同一性の形成に見出される規範的合理性の構造は、社会運動の中で実践的に効力を持ち、制度体系へと具体化されるからである。

③ 労働と相互行為とのカテゴリー的区別の第三の意図は、批判的社会理論に規範的基礎を与えることにある³⁾。批判が如何にして真理を射当て正当な権利を持ち得るのかという点については、ハーバーマスは最初、フランクフルト学派の第一世代と同様に、弁証法の「規定された否定」が持つ力に望みを託していた。「理論と実践との統一が樹立される時に初めて、イデオロギーのヴェールが完全に引き裂れるであろう。この統一もまた、既存の諸関係の規定された否定から得られる諸概念のひとつなのである」(〔63a〕315)。けれどもすれ違いに終った実証主義論争が、歴史哲学の遺産に依拠する批判的理論的方法的脆弱さの自覚を促し、現実を批判する権利根拠の可能性を問題視させるきっかけを作り出した。社会科学の方法論を再検討し (〔70a〕71ff)、二つの行為類型を認識論研究の脈絡で精密化する中で、ハーバーマスは意識哲学からコミュニケーション理論へのパラダイム転換を動機づけられ、社会理論に於ける弁証法の無能力の宣告を迫られる (〔71d〕23)。かわって彼が期待するのが「普

遍的合理性」(理性性)、「成熟」という理念である。この理念はコミュニケーション行為の精密化された諸概念から獲得される筈である。何故なら目的合理的行為が合理性の認知的-道具的の局面にしか関係しないのに対し、コミュニケーション行為は合理性の全局面に関わっているからである。これがハーバーマスの見通しであったと思われる。

(3) 『認識と関心』以後 『認識と関心』以後のハーバーマスの仕事の大部分は、以上の三つの方向をその都度複合しつつ展開したものとみなせる。敢えて分けるなら、

① 現代の社会科学との批判的対決としては、大きな波紋をひきおこしたルーマンとの論争〔71c〕が特筆されよう。ルーマンは生物サイバネティクス・モデルを社会科学に拡張して、社会を総体として扱えるような普遍的なシステム理論を構想した。彼は「意味」を社会学的の根本概念に据えて客観主義に反対する。けれども彼もやはり、ハーバーマスの診断では、孤独な行為者モデルに暗黙に定位しており、社会を機能主義的に分析されるような自己制御的システムとして一面的にしか把握していない。理論と直接的に統一されると標榜された実践は、あらかじめ技術的-道具的实践に矮少化されたものにすぎない、云々。もっとも批判の舌鋒の鋭さにも拘わらず、ハーバーマスがこの論争から獲得したものは大きかったであろう。いずれにせよ、かつては弁証法的社会理論を擁護する文脈で厳しく卻けられ〔70a〕10ff)、この論争でも中心的な争点となっていたシステム/機能主義的分析は、これ以降(然るべく変更が施されながらも、また必ずしもルーマンの理論に由来するのではないにしても)、生活世界/解釈学的意味理解と相補的な、重要な方法論的-体系構築的な道具立てとなったのである〔73c〕9ff. ; II. 229ff.)。

② 社会進化の一般理論の形成という課題については、その基本的な構想は、一口で言うなら、次のようにまとめられよう。即ち社会の統合を、^{ザセルンザフト}成員の行為の方向づけから始まり社会文化的生活世界のコミュニケーションのネットワークを経て達成される^{ソツタル}社会的統合と、行為の方向づけを貫き交換機構と権力機構とを経てなされるシステム統合との区別に於ける統一として捉え、二種類の統合が末分化な部族社会を初期状態とする社会進化を、生活世界とシステム夫々の内部での分化過程として把握する、と。この考え方は『晩期資本主義に於ける正統化の諸問題』で図式的に示され、『史的唯物論の再構成』ではそれが展開されると共に進化論の諸想定が反省される。もっとも前者の特色は晩期資本主義の根本矛盾を、経済・政治(合理化と正統化)・社会文化(動機づけ)の水準での危機傾向として定式化し、分析した点にある。後者では世界像・法と道德の観念・集団及び自我の同一性という規範的構造とその発達論理の解明が着手された。この二つの著作は、その成果の一部が『理論』に吸収されてより完全に仕上げられたにしても、『理論』を補完するものとして独立した意義を持っている。

③ 我々の連関で興味深いのは、コミュニケーション行為の概念がどのように精密化され、或は批判的に再検討されていったかである。社会科学が、理論としての地位の断念を迫るような逆説的帰結へ導く歴史哲学の遺産から自らを解放し、しかも悪しき客観主義への転落という相補的な誤謬を避ける為には、コミュニケーション的行為の概念が確立され、その合理性の構造が精査されねばならない。社会科学の基礎づけの一部を担うこの作業は、「解釈学の普遍性の要求」、「コミュニケーション能力の理論への予備的考察」、「真理論」、「普遍的語用論とは何か」などの論文で追求されてきた。これらもまた『理論』には解消されない内容を持ち、ハーバーマスのコミュニケーション論の一部をなすものとして重要である。

これらの研究を通じて、また『認識と関心』以後の「労働と相互行為」をめぐる討論の中で、明快でよく考え抜かれた二分法にも不十分な点があったことが告白される。——例えば第一に、同様に道具的であっても、生活実践の連関に組み込まれた道具的行為（生産活動）と、この連関からさしあたりは解除されている実験のような操作とが区別されてこなかったこと（〔73h〕397f）、それ故行為と行為連関の強制から解放されて営まれる討議とが分けて考えられなかったこと（〔71d〕18f）などが、自己批判される。これは行為一般の概念が十分に規定されていなかったことを示唆している。

第二に、私の見るところでは、ハーバーマスはこの間、戦略的行為の位置づけに関して動揺していたように思われる。戦略的行為は、最初の分類では、自我中心的な功利計算に従って目標を追求するという構造を勘案して、目的合理的行為に数えられていた（〔68a〕22, 62f; cf.〔76a〕32）。しかし、原理的には孤独な行為者が、技術的処理という観点から自然を対象とするという道具的行為と違って、戦略的行為は、主体がたとえ参加者をその意思決定に影響を与えるという観点から対象として扱うにしても、やはり複数の行為者の間で記号を媒介にして演じられる相互行為である。それ故コミュニケーション行為が「記号を媒介にした相互行為」と定義される限り、戦略的行為はコミュニケーション行為の少なくとも「派生態」（〔76j〕175）として分類されねばならない⁴⁾。それ故この連関でハーバーマスは、「〈労働〉と〈相互行為〉についての私の今迄の分析は、道具的行為と社会的（もしくはコミュニケーション的）行為とを分ける最も普遍的な徴標をまだ十分に把握していない」（〔76j〕224）ことを認めるのである。

こうした課題は『理論』に持ち越された。そこで次にこの著作に即して、(1)行為一般の概念がどのように規定され、(2)また如何なる基準に従って分類されるかを手短かに見ておこう。

一. 行為の概念と類型

(1) 行為の概念 『理論』に於てハーバーマスは「行為」一般を次のように規定して

いる。「私は、行為者が……それでもって少なくとも一つの世界に（しかし常にまた客観的世界に）関係するところの記号的表出だけを、行為と呼ぶ」(I. 144)。——これはむしろ完璧を期した定義ではないので、説明と補足を要する。

「記号的表出」(symbolische Äußerung)という言葉はハーバーマスは定義していないが、恐らくディルタイの言語表現—体験表現—行為という生表出の三つのカテゴリーに相応するものを考えているのであろう ([68b] 207ff, [71c] 114)。言語的発言の典型は、日常言語を使っての発話（書くことを含む）であるが、それ以外に、例えば数学や論理学のような人工言語の使用、半鐘を鳴らすといった分節化された文法を持たない信号言語での記号的振舞い、手話を最も発達した形式とする身振り言語の遂行などが数え入れられよう。体験表現とは、身振りや顔の表情のような、身体と結びついた自己表現である。それは、必要とあらば言語的発言に翻訳されるような意味を具体化している。ハーバーマスの行為の規定が定義として循環になるのを避ける為には、ディルタイの「行為」に相応する定義項を、〈規則に従って遂行され世界内の何かに関係する志向的な身体運動〉とでもすればよい。これが何故記号的と言われるのかは明瞭ではないが、推測するに、非言語的行為も常に言語的に表現可能な意味を持ち、また記号的に構造化された現実の中で遂行される、という事情を顧慮しているからであろう。

行為 (Handlung) は、記号的表出でありそれ故常に意味的関連を持つ、という点で精密な行動科学で謂う行動 (Verhalten) から区別される ([71d] 17f)。行動は三人称の視座をとった匿名の（代替可能な）観察者によって、刺激—反応の図式と物—出来事—言語を使って客観主義的に記述される。たしかに観察者は、特定の行動範型が行動様式の体系の中で占めている機能的な位置に基づいて、その範型に意味を帰することができる。けれどもその意味は、観察される生物体に対してもある、と想定されるわけではないし、かかる想定は方法論的に禁じられている (II. 18)。これに対して行為者は、自分達が属する文化共同体の日常言語をマスターし、志向的に規範に従って（或は犯して）、一人称・二人称の態度をとって振舞う主体（「言語能力と行為能力のある主体」とハーバーマスはしばしば口にする⁵⁾）である。それ故行為には、単に物—出来事—言語と測定操作による観察だけでは接近できない。解釈者は、「潜在的参加者の役割」をとって (I. 168ff)、記号的表出を解釈学的に意味理解し、人物—発言—言語によって記述しなければならないのである。

行為者は、記号的表出でもって、世界内の何かに関係する (Weltbezug)。ここでいう「世界」とは、客観的・社会的・主観的世界であり、これをハーバーマスは生活世界から区別して、「形式的三世界」と呼ぶ。行為者は、「実在する事態の総体」としての客観的世界へ因果的に介入して、その状態を変える（目的論的行為）。彼は「どのような相互行為が正当な相互人格的關係の総体に属するのかを確定している規範的脈絡」(I. 132) に於て、他の行為者

と共に規範を遵守したり犯したりする（規範に規制された行為）。或は彼は、自分が特権的な通路を持つ主観的体験の世界に属するものを、相手（公衆）に打ち明け、これによって自分についての特定の印象を相手に呼び起こす（演劇的行為）。

行為は、行為者が特定の計画を実現しようとの意図を懐いて世界に關係するという点で、単なる身体運動や操作から区別される（I. 144ff）。行為は常に身体運動を通じて成就される。身体運動は行為が現実化される為の基体であり、行為と共に遂行される。が、それ自体では世界には關係せず、行為から独立していない。また行為者が意図するのは特定の行為計画の実現であって、身体運動そのものではない。例えばスコップを握った手と足の一連の運動を通じて、行為者は穴を掘るのであり、抽象的に言えば、世界の状態を変化させているのである。身体運動と行為とのこの区別は、体操のような境界事例についても成り立つ。行為者は、手足を一定の様式で動かすことによって、（可能的）公衆の前で演技を、或は体操の練習をしている。それ故体操は、単なる手足の運動と違って、上手/下手、美しい/見苦しい等と評価されるのである。

算術規則や文法規則を使って計算式や文のような記号的形象を産み出す操作（Operation）も、それ自体としてはまだ行為ではない。こうした記号的形象は、例えば宿題をする、命令をするといった行為の連関で、初めて世界と関わり実在性を持つようになるのである。我々は操作規則を使って、誰かが数列を一定の仕方で継続する理由を基礎づけ得る。が、何故その人がその数列を書くのかを説明するには、行為規則に訴えねばならない、云々。

なお、行為と区別されるハーバーマスの重要なカテゴリーに、記号的表出・発言の妥当性を議論する討議の実践がある。「討議」（Diskurs）は妥当要求という考え方と不可分なので後まわしにせねばならない（第四節、ちなみにハーバーマスはコミュニケーション的行為と討議とを併せてコミュニケーションと呼ぶ）。いずれにせよ以上の概略では、行為一般の概念には十分明確になっていない点が残るが、ここでは深入りせずに先を急ぐことにしよう。

（２） 行為類型 ハーバーマスが最初に労働と相互行為という類型的区別を唱えた時、それは行為を導く規則と言語とを手引きとしてなされた。しかし今や彼は行為を新たに分類する基準として、行為状況と行為定位（行為者が何に方向づけられているか）という二つの観点を挙げて、図2のように整理する（I. 384）。行為状況は、客観的世界と原理的には孤独な行為者とから構成されるか、二人以上の主体相互で社会的な連関で演じられるかに応じて分けられる。道具的行為では客観的世界の状態の変更という、また戦略的行為では相手の意思決定への影響行使という可能的成果があらかじめ指定され、行為者はこの目標の達成に向けて努力するという構造が見出されるので、この両類型は目的論的行為として一括できる（I. 130f, 448）。コミュニケーション行為も、それはそれで「発語内的目標」の追求という

Handlungstypen

Handlungs- situation \ Handlungs- orientierung	erfolgsorientiert	verständigungsorientiert
	nicht-sozial	instrumentelles Handeln
sozial	strategisches Handeln	kommunikatives Handeln

図 2

目的論的構造を持つが、決定的な相違は、ここでは参加者が成果ではなく了解に方向づけられて自分達の行為を互いに調整するという点である。

成果定位と了解定位という新しい観点での行為類型の定義を、いささか長くなるが、引用しておこう。

「目的合理的行為のモデルの出発点はこうである。即ち、行為者は第一義的には、目的に応じて十分精密に定められた目標を達成することへ方向づけられており、所与の状況でこの目標に適していると思われる手段を選択し、それ以外の予測され得る行為帰結を成果の副次的条件として計算する、と。成果とは、所与の状況で、目標を目指してなされる作爲もしくは不作為によって、因果的に引き起こされ得る望ましい状態が世界内に出現することである、と定義される。出現する行為効果は、行為の収穫（設定された目的が実現されている限りで）、行為の帰結（行為者が予測し一緒に意図していたか、仕方がないとして背負いこんだもの）、副次的帰結（行為者が予測していなかったもの）とから成っている。成果に定位した行為を技術的規則に従うという局面で考察し、状態や出来事の連関への介入の実効度を評価する場合には、我々はその行為を道具的と呼ぶ。成果に定位した行為を、合理的選択の規則に従うという局面で考察し、^{ラショナル}理性的な相手の意思決定に与える相手に与える実効度を評価する場合には、我々はその行為を戦略的と名づける。道具的行為は社会的行為と結合されていることもある。戦略的行為はそれ自体が社会的行為を表わす。これに対して私がコミュニケーション的行為と言うのは、参加している行為者の行為計画が、自己中心的な成果の計算を経てではなく、了解の働きを経て調整される場合である。コミュニケーション行為では、参加者は第一義的には、自分の成果に定位していない。彼らは、共通の状況定義に基づいて自分達の目標を互いに同調できる、という条件の下で自分の個人的な目標を追求するのであ

る。その限りで状況定義をやりとりすることは、コミュニケーション行為に必要な解釈作業の本質的成分なのである」(I. 384f, Vgl. I. 395f, 410)。

(3) コミュニケーション的行為 以上を最初の頃の定義と比較するなら、基本的着想と分類には変化が認められないものの、成果定位と了解定位という分析的観点の導入によって、行為の遂行の構造がより明確に把握され得るようになったことが分かる。了解定位は『普遍的語用論とは何か』で既に提唱されていた観点であるが、十分に仕上げられたとはいえない。『理論』のハーバーマスの腐心しているのは、言語に媒介された相互行為に於て戦略行為とコミュニケーション的行為とを、この観点を使って如何に弁別するかである(I. 385ff, bes. 396, 410, 及び、本稿第三節参照)。

いずれにせよ形式語用論的に仕上げられるべき了解という契機を軸にして形成されたコミュニケーション的行為の概念は、著しい深みと広がり呈するようになる。私はハーバーマスの謂うコミュニケーション行為の構造・要素・条件などを、ひとまず次のように暫定的に総括してみたい。

(一) コミュニケーション行為の標準形は、言語能力と行為能力とを有する二人以上の主体が、その都度の行為状況の中で、ある意図をもって、言語的発言によって相互に了解し、この了解を経て自分達の行為計画を調整するような、言語に媒介され規範に導かれた相互行為である。

(二) その際行為者は、自己の発言が、命題的真理・規範的正当性・主観的誠実性という局面で妥当する、という要求を掲げる。妥当要求は理由に基づいて基礎づけ或は批判が可能でなければならない。

(三) 一般に相互行為の調整は、発言の理解—同意(行為義務の引き受け)—行為義務の覆行、という連関でなされる。発言の意味理解は発話行為が受容される為の条件の知識と不可分である。コミュニケーション行為では参加者は発語内的な目標を追求して同意を達成しようとするが、聞き手を同意へと合理的に動機づけるのが妥当要求である。

(四) 妥当要求が疑問視される時には、コミュニケーション行為の参加者は行為連関から退いて、議論(討議もしくは批判)に入らねばならない。議論に於て、疑問視された妥当要求の基礎づけ或は批判が試みられる。

(五) コミュニケーション的発言は、生活世界に於て前理解的に蓄積された知識を背景にして共同の解釈過程によって得られる共通の状況定義の下でなされる。この発言でもって行為者は、客観的・社会的・主観的世界内の何かに関係し、この三つの形式的世界概念を準拠枠としてその何かについて了解し合う。——

以上は、言語-行為-能力のある我々が日常的に演じているコミュニケーションの遂行の構

造と存在論的前提を大雑把に要約したものすぎない。以下で、コミュニケーション行為の概念を精密にする為に、(二)―(五)のそれぞれについてより詳しく見ていこう。

二. 妥 当 要 求

コミュニケーション的行為の概念は、コミュニケーション能力の「合理的追構成」という脈絡で確定され仕上げられる。合理的追構成とは、一言でいえば、主体の規則能力を出来上ったものとして前提し、その可能性の条件を分析し組み立て直して示すという作業である ([71d]29, [73h]411ff, [76j]183ff)。ハーバーマスによれば、合理的追構成の古典的な例は、認識能力に関するカントの研究であり、現代ではチョムスキーの言語学がその代表的なものである。コミュニケーション能力の合理的追構成は、この能力の発生を概念的に再構成し理解させる説明という、相補的な課題から区別されねばならない。この合理的追構成と論理的発生の研究が、ハーバーマスの社会理論全体の基礎をなす。というのも、文化・社会・人格といった社会科学の主題は、コミュニケーションのネットワークを経て達成される了解・社会的統合・社会化に関する概念なしには扱えないからである。哲学と社会科学との共働でなされる、コミュニケーション能力の合理的追構成と発生的説明は、経験科学的研究を方向づける、と同時にこれに媒介され経験的に吟味され得ねばならない (II. 587)。——前者をハーバーマスは、彼の社会理論の転回とともに、主としてオースティン、サールの発話行為の理論を手懸りとしながら着手し ([71c], [76j]), 発生の問題を、ミードの記号的相互行為論とデュルケームの集合意識の理論とを検討する作業として考究する (II. 7ff)。発生的説明については機会を改めることとし、ここでは、コミュニケーション行為の概念を追求すべく、合理的追構成に的を絞らねばならない。

(1) **形式的語用論** コミュニケーション行為は言語に媒介された相互行為 (の一部) であり、その研究のパラダイムは発話行為である。コミュニケーション能力はそれ故、発話行為に於て文を成功的に使用する話者の規則能力に帰着する ([76j]205)。「…発話行為が成功するのは、話者と聞き手との間で一つの、しかも話者が志向した関係が生まれる時であり、かつ聞き手が話者の発言内容を指示された使用意味に於て、例えば約束・主張・忠告などとして理解し受け容れ得る時である」 ([76j]216)。成人の話者は、発話行為が成功する為の条件を熟知し、然るべき規則体系を意のままに使いこなせる、がこれらを必ずしもそれとして認識しているわけではない。そこでコミュニケーション能力の合理的追構成の方法的理念は、能力ある話者のこの前理論的な直観的知識 (know how) を、顕在的な知識 (know that) へと転換し、適切に叙述することにある ([76j]188f)。この目標は、発話行為の明晰で典型

的な事例の確定から始めて、その構造を分析、記述し、これに基づいて一般仮説（「純粹コミュニケーションモデル」）を構成し、最後に不明瞭なもしくは逸脱的な事例をこの仮説に照らして解明する、という手続を踏むことによって達成される（〔76j〕196）。

それ故この研究は語用論として実行される。但しそれが分析の対象とするのは、標準的な条件下での任意の発話状況に於て常に繰り返し現われるような、発話行為の普遍性と必然性をそなえた構造乃至は形式であるから、経験的用語論から区別されて、普遍的用語論或は形式的語用論と呼ばれる。

（ちなみにハーバーマスは、モリス以来一般的に認められてきた構文論・意味論・語用論という三分法に代えて、言語学と語用論という区別を立てる（〔76j〕206f, 212ff）。言語学は言語的能力（文法的に正形な文の産出）に関わり、音韻論と構文論とからなり、文を対象とする。これに対して、語用論の分析単位は発話行為であり、これが状況に典型的なものとして扱われるか、文の使用規則体系の再構成という観点から捉えられるかに応じて、経験的語用論と普遍的語用論とに分かれる。ハーバーマスは、従来の意味論の研究の成果を評価しないわけでは全くないが（Vgl. I. 370ff）、意味の問題は間主観的妥当の問題と不可分なので、意味論は学科としては自足的ではなく（〔76j〕213）、一部は言語学に、一部は語用論に解消される、とみなしている。）

一見すると社会理論にとっては、純粹モデルを構成する形式的語用論よりも、発話状況の具体的な典型的脈絡とそこでの発言を分析する経験的語用論の方が有用であると思われる。けれどもハーバーマスの見るところでは、経験的語用論では了解過程の合理的な基礎が解明されず、しかるにこの解明がなされなければ、例えば体系的に歪められたコミュニケーション、行為の合理性の構造と諸局面など、社会理論にとって重要な問題が取り扱えない（I. 199f, 444ff）。またいづれにしても純粹モデルを拡張することによって、形式的語用論から経験的語用論に至る途が拓かれる（I. 441ff）。もっとも、従来の語用論研究は普遍性や体系性を欠いたり、孤独な行為者モデルから出発するなど、様々な欠陥を抱えている（〔75c〕337f, 〔76j〕180ff, I. 374f）。それ故コミュニケーション能力の一般理論は基礎工事から始められねばならず、これをハーバーマスが引き受けようというわけである。

ハーバーマスの語用論研究の内容は多岐に亘るが、その主要な業績は、敢えて単純化するなら、次のように総括できよう。

① サールの分析的観点をとり入れて、顕在的形式をもつすべての型の発話行為が、相互人格的關係を樹立する行為遂行的或は発語内的成分（一人称主語・遂行的動詞・二人称目的語から成る主文）と、事態を再現する命題的成分（対象を指示する名と述語とから成る副文）という二重構造を持つものとして捉え、この二重構造を、とりわけ発語内的成分の機能を分析したこと（〔71c〕104ff, 〔76j〕216ff, I. 388ff）。またこの二成分に話者の自己表現に

関わる表^レ目的成分を加えた発話行為の三成分の相互関係を分析し、社会理論的考察に結びつけたこと (II. 47ff, 97ff)。

② 発話行為の成功の条件を、普遍的な妥当要求の充足として把握する理論を唱え ([71c] 111ff, [76j]176f, 207f, I. 63ff, 410ff), これとの関連で真理 (及び規範の正当性) の合意説を立てたこと ([71c]113ff, 222ff, [73e])。ちなみにこれは、ハーバーマスの独自性を持よく出ている部分であり、社会理論の基礎と体系構築にとっても決定的に重要な関わりをもっている。

③ 意味理解を間主観的妥当との絡まり合いに於て究明し (I. 397ff, cf. I. 169f), 記号的表現の意味の同一性の可能性の条件と発生とを説明しようと試みたこと ([71c] 187ff, II. 23ff)。

④ 妥当要求を準拠点にして発話行為を分類したこと ([71c] 111ff, I. 427ff)。

ここでは妥当要求の理論を中心に見ていくことから始めるのが最も好都合である。この理論がコミュニケーション行為の概念の核をなすからである。

(2) 妥当要求の意味 総じて、ある事柄(考え、規範)が妥当性 (Gültigkeit) を持つとは、それが間主観的承認に値する、普遍的な承認価値を有するとの謂である。妥当性という理念には、例えば真理概念が典型的にそうであるように、場所的・時間的・社会的制限を超越した存立という含みがある。それ故妥当性は、^レ事^レ実^レ的^レ妥^レ当^レ (Geltung) と内的に連関するが、やはり区別されねばならない (I. 51f, II. 113)。ある見解が特定の時期に特定の集団に共有されている、つまり事実に妥当しているからといって、それが妥当性を持つとは限らないし、また逆に妥当な見解が社会的には妥当していないこともあり得る。妥当性と事^レ実^レ的^レ妥^レ当^レとを同一視するなら、自己破壊的な相対主義的帰結を避け難い。事^レ実^レ的^レ妥^レ当^レの如何は経験的調査で決着がつけられる問題であるのに対し、妥当性の問は理由を挙げて認^レ証^レもしくは反駁するべきものである。

さてハーバーマスの謂う^レ妥^レ当^レ要^レ求^レ (Geltungsanspruch) とは、「発言の妥当性の条件が満たされているとの主張」(I. 65, 406)である。話者がそもそも何かについて相手と了解しようとのコミュニケーション的意図で発言する限り、彼は同時に、自分の発言が妥当するという要求を、相手に対して (顕在的にであれ潜在的にであれ) 掲げざるを得ない。つまり発言に妥当要求を結びつけていることが、話者を^レコ^レミュ^レニ^レケー^レション^レ行^レ為^レの^レ参^レ加^レ者^レとして資格づけるのである。これに対して「聞き手には、妥当要求を受け容れるか、つき返すか、しばらくの間保留するかという選択肢しかない。即ち、許容される反応は、はい—いいえの態度決定か棄権かである」(I. 65)。話者の発話行為に対する聞き手のこの態度決定は、具体的な内容を持った行為義務 (例えば約束を果す、要請を実行する等) とは別の次元にある義務であり、聞

き手を参加者として資格づけるものである。

もっとも、はい—いいえの態度決定を促すのは妥当要求と結びついた発言だけではない。狭義の命令も、即ち正統な規範的秩序を背景としない、或は制裁と報酬をちらつかせてなされる恣意的な意志表明も、はい—いいえを迫る。しかし命令に結びついているのは妥当要求ではなく力による要求 (Machtanspruch) である (I. 65, 408, 435, II. 52 etc)。力による要求への態度決定は、話し手の意志表明に従う用意があるか否かを表明するに停まる。そして受け手の態度が、このように報酬や制裁によって、或は受け手の欲求充足との関係で、外的に動機づけられる限り、たとえ命令内容が (例えば親が子供をしつけるという社会化的相互行為の場面でのように) 至当であったとしても、要求が受け容れられることはそれが至当だと認められたことを意味しない。真正の命令は、言語に媒介された相互行為である (また以前の分類のその他の基準にてらしてみても、明らかにコミュニケーション行為に数え入れられる筈であった) にも拘わらず、合理的に動機づけられた了解を経て行為の調整をするわけではない。それ故今やハーバーマスはこれを戦略的行為として分類するのである (I. 435)。

発話行為と結びついた要求が、問題となっている「事柄そのもの」から導き出せる十分な理由によって承認される時に限って、その要求は至当だとみなされる ([73e] 213)。妥当要求が求めるのは、このような理由に基づいた承認である。「力の要求に対するこのはい—いいえの態度決定は、それ自身恣意の表現である。これに対して妥当要求に対するはい—いいえの態度決定は、聞き手が批判可能な発言に理由をあげて賛成したり賛成しなかったりすることを意味する。それは洞察の表現なのである」 (I. 65)。

従って妥当要求は聞き手によって批判可能でなければならず、批判され或は問題視される時には、話者はそれを弁明し基礎づけねばならない。この批判と基礎づけは、必要とあらば、コミュニケーション行為の参加者が行為連関から一旦退いて、妥当要求を要求としては潜在化し、理由を示し合う議論によって行なわれる (討議による妥当要求の認証)。妥当要求は理由 (ratio) に基づいた批判可能性もしくは基礎づけ可能性を本質とする。それは合理的に (rational) 動機づけられるべき参加者の自律性と責任能力を、理性的な (rational) 態度を前提とする。それ故にこそこの種の要求が妥当させようとする事柄 (即ち先取りして言えば真理、正当性、誠実性など) は普遍的合理性の契機をなすのである。

(3) 妥当要求の種類 では話者はどのような妥当要求を掲げるのか。それを見るには、コミュニケーション的に行為する参加者が了解に達せず、行為の調整がさしあたり失敗に終る事例を考えてみればよい。私は、ハーバーマスが状況定義の説明の為に構成した例 (II. 185) を変えて、この目的の為に使うことにしたい。

一団の人々が家を建築している現場を考えてみよう。家の建築という目標に向かって働くと

いう局面から見る限り、彼らは道具的に行為している。しかし元来この場での共働が、コミュニケーションのネットワークを経て組織されており、道具的行為からコミュニケーションの行為への切換えもしくは相互接続は自然になされる。例えば年上の建築家Aが、新たに仲間に加わってきた年下の同僚Bに向かって次のように発言するとしよう。

(0) 「急いであの角の店へ行ってチュウを買ってこい。」

ここでは目前に迫っている夕食の為に酒の用意をすることがこの場の集団の共通の想定になっている。この行為目標に従って仲間の年上の一人Aが、Bは新参であり年下である等の事情を顧慮して、Bを使いに行かせるという計画を立てたところから、この発話行為が始まった。

さてBが指令(0)を受け入れ難いとみなすケースは種々ある。その時には彼は指令を拒絶するが、理性的である限り、相手から尋ねられるなら、その理由を申し立て得ねばならない。Bは例えば次のいずれかを発言するであろう。

(1) 「でもあの角には酒屋はありませんよ。」

(2) 「どうして私が行かなければならないのですか（他に行くべき人が居るでしょうに）」、或は、

(2') 「あなたが私にそんなことを言いつけるなんておかしいではないですか。」

(3) 「そんなことをさせて、私を仲間はずれにするつもりでしょう。」

(4) 「『チュウ』って何ですか。」

(1)は、あの角に酒屋があるというAの存在前提を否定する。あの角の店で酒を買ってくるといふ指令をBは、文字通りには実行できない。

(2)或は(2')の発言は、Bが指令を受けることが、或は指令を与えるのはAであるということが、正当である、という想定を反駁している。この現場での集団内での非公式の階層が形成している規範的秩序からすれば、Bには求められた行為を遂行する義務がないか、Aは指令をする権利を持たない、と判断されているわけである。

Bが(3)を発言する時には、彼は指令(0)を発した時のAの誠実性を信用していない。Bは、Aの本当の意図は自分を使いに行かせることではないのではないか、戦略的に振舞っているのではないかと疑っている。

最後に(4)の場合、BはAの言ったことの一部が、単純に、理解できなかったのである。

ここから翻って、(0)を発言したAは、自分の発言が、Bによって反駁もしくは質問されたすべて局面で妥当している、と暗黙裡に要求していたことが明らかになる。仮にBがこれらの要求すべてをもっともであると認めるなら、彼はAの申し出を受け入れ実行するようにと、強制なしに、つまり合理的に動機づけられるであろう。

この事情は、ハーバーマスの見るところ、すべてのコミュニケーション的発言に一般化で

きる。即ち、聞き手と相互了解し、互いの行為を調整しようとする話者は、①聞き手が話者の知識にあずかれるように、真なる命題内容（もしくは的中する存在前提）を伝達せねばならない。②聞き手が話者の発言を受け容れ、双方がある承認済みの規範的背景に関して発言に於て一致しうる為には、話し手は存立している規範もしくは価値にてらして正当な発言をせねばならない。③聞き手が話者を信頼し、その発言を信ずることができる為には、話し手は自分の意向を誠実に表出せねばならない。最後に、④両者が互いに理解できる為には、話者は理解可能な表現を選ばねばならない。

コミュニケーション的に発言をする話者は通常、自分の発言がこれらの条件を満たしており、それ故相手に通用する筈だど、（暗黙に）要求している。即ち話者は、①発言の命題内容の真理性（Wahrheit）、②発話の遂行的成分の規範的な正当性（Richtigkeit）、③自己の主観性（体験、願望、意欲など）の表出の誠実性（Wahrhaftigkeit）、④発言の理解可能性（Verständlichkeit）、という妥当要求を、自己の発言に結びつけて聞き手に掲げるのである。

理解可能性はコミュニケーション的発言に特有な要求ではなく、およそすべての記号的形象の産出に際して（暗号を作る場合ですら）求められる。この要求は通常は、記号的表現がその産出規則の体系（言語的発言の場合には深層文法までを含めた文法体系）にかなって、正形に形成されるなら、満たされる。それ故理解可能性という妥当要求は、主として言語学の研究対象である。これに対して残りの三つは形式的語用論の客体領域に属し、社会理論にも本質的に関わっている。以下、これらに関してハーバーマスの説くところを極度に単純化して図式的に整理しておこう。彼は妥当要求（に関連する項目）の相互関連についても多くの筆を費しているが、ここでは簡明を期す為に割愛する。

①（真理性） 真理性は、話者が世界の中に存立する事態（事実）を再現する言明に関して要求するものである。「言明の真理性は、主張された事態が客観的世界内の何かとして実在するということの意味する」（I. 82）。この要求は、問主観的に承認された見解からなる公共的世界（存在）と単なる思念からなる私的世界（仮象）との区別に関わる。

②（正当性） 話者は規範的な観点に準拠して、自分の行為もしくは行為を方向づける規範が正当であることを要求する。「正当性は…… 樹立された相互人格的關係が社会的世界の正統な構成要素として承認に値することを意味する」（I. 82）。この要求が関わるのは、観察可能な経験的規則性（存在）から区別された、志向的に遵守されたり違反されたりするような妥当する規則（当為）である。

③（誠実性） 話者が、自分が特権的に接近可能な主観的世界内の何かを表出するという局面に対して要求するのが、誠実性である。「話者は自分の発話行為を遂行するなかで志向を相手に分からせるのだが、話者が偽わってこの志向を持っているかのように自分や他人

に見せかけるのではなく、実際にそう思っている時に、彼は自己を誠実に表出している」 ([71c]131)。誠実性の要求は、言語-行為-能力のある主体（本質）と、主体がその中で現象するところの記号的表出（現象）との区別に関わる。

コミュニケーション的に発言する話者はこの三つの妥当要求を常に同時に掲げる。「話者はコミュニケーション行為に於て、何かについて聞き手と了解し合い、その際自己自身を理解させる為だけに、理解可能な言語表現を選ぶのである」 (I. 413)。それ故同意は三つのレベルで同時に成り立たねばならない。「例えば、聞き手がある主張の真理性を受け容れ、しかも同時に話者の誠実性及び彼の発言の規範的適切さを疑っている時には合意は成り立たない」 (II. 184f)。このような場合には、先の建築現場の例でのBのように、聞き手は不同意の理由を説明せねばならない。

これらの妥当要求は弁別可能である⁶⁾、と同時に相互に密接に結びつきあっている。弁別可能であるというのは、我々は通常、自分の発言を三つの観点のうち主として特定の一つの局面で理解してもらいたいと思うからであり、密接に結びつきあっているというのは、その都度の主要な妥当要求に同意する聞き手は普通他の二つにも同意するからである。話者が特定の一つの妥当要求を主要に掲げるとする視点から、発話行為と文の型を分類することが可能である ([71c]111ff, [76j]207ff, I. 414, 488)。即ち、

①（事実確認型発話行為） 真理要求は、発話行為の標準形では副文として埋め込まれている命題内容成分に対応する。話者が言明・物語・説明・予言などをする時には、彼は真理要求を主要に掲げて聞き手に同意を求める。この場合には言明文（客観的世界内の対象を指示する名とそれに付せられる述語からなる）が使われる。——言語に媒介された相互行為の型として見るなら、会話。

②（規制型発話行為） 正当性の要求は、標準形の発話行為の発語内的成分（主文で表わされる）に関わる。話者が指令・約束・任命・戒告などをする時には、同意は参加者が行為（もしくはそれが則る規範）を正当だとして認めるか否かに左右される。ここでは行為遂行文（指令のような命令形をとった要請文、約束のような意図文）が使われる。——規範に規制された行為。

③（表自型発話行為） 誠実性の要求には、発話行為の標準形では対応する文成分がない。しかしこの要求を主要に掲げる発話行為で使われる文の型は容易に摘出できる。それは一人称主語と志向的動詞とから成る体験文である。話者が自己の体験を告白したり、心境や感情を打ち明けたりする時には、体験文を使い、同意は誠実性の要求をめぐって生ずる。——演劇的行為。

発話行為の以上の三つの様態には、行為者の三種類の態度と三重の自己関係が対応する (I. 415, II. 116)。

① 中立的な観察者が世界内の何かに関係する時の客観化的態度。行為者は、学習能力があり、現実との認知的-道具的交渉に於て一定の知識を得ている自己（認識主体）として振舞う。

② 社会集団の成員が正統な行動期待を満たす時の、規範に適った態度。行為者は、自分の準拠人格（両親など）との相互行為に於て特定の性格もしくは超自我を形成し終っている自己（実践的主体）として振舞う。

③ 自己表現する主体が自分の内部を打ち明ける時の表自的態度。行為者は、感受性があり、体験の主観性を外界（事実と規範）から区別している自己（パトスの主体）として振舞う。

最後に、コミュニケーション行為が社会の再生産に対してどのように寄与するかについて見通しを立てておこう（II.99f, 208ff）。

①（文化） 命題的成分は了解の働きに関与する。コミュニケーション行為の参加者が状況について理解し合う時には、彼らは文化伝承のうちにおり、この文化伝承を利用すると共に更新する。——文化的知識の伝統形成と更新。

②（社会） 発語内成分は相互人格的關係の樹立と行為の調整に寄与する。参加者が妥当要求を経て行為を調整する時には、彼らは社会集団への帰属性に基づき、同時に社会集団の統合を強化する。——社会的統合と連帯の確立。

③（人格） 表自的成分は、行為者の行動傾性と行為との結合に関係する。成長途上の人間が自分の準拠人格との相互行為に参加する時には、彼らは社会集団の価値定位を内面化し、一般化された行為能力を獲得する。——人格の同一性、個人の社会化。

（4） **妥当要求の理論の形成** 以上の概観からからも明らかなように、ハーバーマスの行為論は妥当要求という考え方を導入し、中心に据えることによって、格段に深化し、負荷能力が大きくなった。この考え方は彼の社会理論の要諦ともいべきものであり、内容的にも方法論的にも決定的に重要な意義を持つ。このことは妥当要求の概念の成立経緯を考えるなら納得がいく。そこで最後に妥当要求の理論の形成と発展の過程を一瞥しておこう。

妥当要求の概念の形成は、社会理論のコミュニケーション論的転回と内在的に関連している。「物象化」⁷⁾され認識能力を傷つけられた主体が、にも拘わらず社会的現実を真に認識し、正当に批判する権利はどこにあるのか。物象化を克服する途はどこに求められるべきなのか。社会科学の基礎に関わるこの問題に、フランクフルト学派の批判的理論は、理論としては答えることが出来ない（とハーバーマスは判断した⁸⁾。）そこでハーバーマスは、真理はコミュニケーションの参加者の間での合意によるという『理論と実践』以来懐き続けてきた考えと、「真理は成功した生活の先取りに基づく」（〔68a〕164）という新しい着想とを結

合し、発展させることによって、この困難を切り抜けようとしたのである。その思考の道筋はおおよそ次のように再構成される。即ち、世界内の対象についての経験の客観性（対象構成）とこの経験の主張の真理性（妥当）とを次元の違いとして区別し、これに応じて真理が認証される場を、経験の連関から切り離された討議に求める。討議の可能性と条件は、反事実的な、しかし参加者によって実現さるべき「理想的発話状況」の構造に準拠して示される。理想的発話状況は日常会話の中でも常に既に先取りされている筈であるから、この状況の構造は我々のコミュニケーション能力を吟味することによって明らかになるに違いない。かくしてコミュニケーション能力を再構成する形式的語用論が社会理論の基礎づけの為に求められる。

それ故社会理論のコミュニケーション論的転回が初めて明確に打ち出された時〔71c〕、経験の客観性から区別された真理の概念が、従って妥当要求の概念が、中心的な位置を占めたのは当然であった。ここで定式化された真理の概念は、ひき続いて『真理論』（〔73e〕）で詳しく展開され、『正統化の問題』（〔73c〕）では正当性（「実践の問題での真理」）の討議による認証可能性（認知主義的倫理学の立場）が擁護されて、真理論と社会理論との架橋がはかられる。

妥当要求の概念を提唱した当初のハーバーマースは、理解可能性・真理・正当性・誠実性の四つに対応する発話行為の型だけが語用論的に普遍的な形式をなすとし、四つの妥当要求が互いに還元され得ないことを力説した。四つの妥当要求を同格に扱う態度は『普遍的語用論とは何か』（〔76j〕）で語用論を詳しく展開する段になっても残っているが、他方では妥当要求と関連して実在性を外的自然・社会・内的自然へと領域的に区分し、この三領域すべてに浸透する言語に内在的な理解可能性の要求は他の三つの要求と身分が異なると説かれる（〔76j〕207, 258）。

『理論』に至るとハーバーマースは実在性の領域的区分を形式的三世界にまで先鋭化することにより、真理・正当性・誠実性の三つを理解可能性からはっきりレヴェルの違いとして区別し（I. 416）、この三つだけを同格に扱うようになる。そして『普遍的語用論』ではほとんど論じられなかった発話行為の表自的成分（誠実性の要求に対応）をも語用論的に扱えるまでに進んだ。他面で、妥当要求はコミュニケーション的発言だけに固有なものではなく、文化的客観化にも含まれる（I. 68）として概念の拡大が示唆され、更に、芸術作品の製作もしくは鑑賞に関しては真正性（Authentizität）或は価値標準の適切性（Angemessenheit）⁹⁾が、また目的論的行為（道具的及び戦略的行為）に対しては、真理要求に加えて実効性（Wirksamkeit）という妥当要求もどきが追加される（I. 35ff, bes. 45, 439）。これらの妥当要求すべてが集まって合理性の全局面が形成されると説かれ、その間、社会学の主題は合理性の問題であり、社会の理論の実践的課題は、認知的-道具的の局面だけでなされる近代的合理化

の偏頗な一面性を克服し、合理性をその全体に於て回復し再統合することである、と規定される。コミュニケーション行為の理論はこの目的に貢献しうる。——語用論的に導入された妥当要求の理論はかくて、社会理論の諸問題を定式化し解明する最も基本的な道具立てに、体系構築の導きの糸に仕立上げられたわけである。

(5) **暫定的な結び** それ故ハーバーマスの社会理論の批判的吟味にとっては、妥当要求の考え方の再検討が肝要であることは言うまでもない。私的な印象と感想の告白が、またそれに基づく我々のハーバーマス研究の課題の設定が許されるなら、——第一に、語用論の枠内での妥当要求の論じ方には異和感を禁じ得ないところがある。この作業を行なう際、彼は不可避免的に西欧言語の文法構造に定位する、のみならずこれに多くを負っている。具体的には、相互人格の関係と事態の再現とを、正当性と真理とを、発話行為の遂行的成分と命題内容成分とに振り分け、その夫々を主文と副文とに対応させるやり方——これは西欧言語を母国語とする人々にとっては自然であっても、日本人の我々の直観に訴える力は弱められる。このことは、形式的語用論的方法的出発点が話者の直観的知識とされる限り、また合理的追構成が我々の直観を明晰にしない限り、決して些細なことではなく、西欧言語の文法に通じている者であれば分析が理解可能であるといつて済ませられる問題ではない。そこでハーバーマスの語用論的分析に相応する研究を我々の言語に即して行ない、その結果を比較するのも興味深いであろう。

第二に、私には妥当要求を導入する仕方と哲学的弁明に関して不満が残る。ハーバーマスがこれを導入する時には、全く唐突に掲げるか ([71c], [73e], [76j]), それとも経験への省察によって落穂拾いの的に枚挙するかである ([81j])。かつてカントの後継者達は、カントがカテゴリーを原理から「演繹」するのではなく、判断表という「事実」を手引きにして導出の体裁（「形而上学的演繹」）をつくらうたにすぎない、と批判した。全体系内で図式主義的に機能するという点でカントのカテゴリー表と酷似するハーバーマスの妥当要求の表には、判断表のように公共的に認められた手懸りすらもない。カントは、カテゴリーが主観の形式であるにも拘わらず客観的妥当性を持つという主張を、超越論的演繹によって弁明しようとした。ハーバーマスは、妥当要求が関連する理念によって定式化される近代的合理性が普遍的であると主張する、がこの弁明を文化人類学の方法論的議論の脈絡でごく間接的に行なうたにすぎない (I. 85ff)。

むしろハーバーマスは、第一原理から何もかも「導き出し」、アプリアリに「基礎づけ」ようとする根源哲学的要求を、少なくとも現代では不当であり不可能であるとみなしているから ([63a]312ff, I. 15f), いずれにせよ妥当要求を超越論哲学的に導出し演繹する企てを拒むであろう (Vgl. [76j] 200ff)。かわりに彼は、真理・正当性・誠実性が互いに還元不可

能であること、またこれら以外には普遍的な妥当要求は存在しないことを、反論と答弁の形で示そうとしている (I. 415ff, Vgl. [71c] 131ff)。その議論は魅力的で説得力に富むが、(私見ではとりわけ後の点に関して) 疑惑を晴らすには十分でない。このやり方ではいずれにしても普遍主義的立場は経験から類推される嫌疑を免れ難いからである。ハーバーマスの謂う妥当要求は、或る意味では、倫理学での伝統を形成している徳論という徳目に該当する。実際彼は、主要な三つの妥当要求に対応する伝統的理念として、真理・正義・自由を挙げている ([71c] 139)。こうした徳目、即ち、人間の合理的な生活態度を言い表わすものは、時代や社会、或は哲学者の違いに応じて様々である。(例えば、プラトンの知恵・勇気・節制・正義、孟子の仁義礼智、中世キリスト教神学の七徳など。) この経験からの類推で、ハーバーマスの妥当要求によって定式化される近代的合理性は果して時代や社会を越えた普遍的なものなのか、普遍性をもつ別の契機も追加され得るのではないかと疑われ得よう。実際彼自身、既に見たように、妥当要求の数を増やしたり、位置価を変更したりして¹⁰⁾、動揺を示しているように見える。いずれにしても、彼の強い普遍主義的立場を擁護するには、妥当要求をよりもっともらしい仕方で導き出し弁明する途を探る、という選択肢が立てられて然るべきであろう。

最後に、妥当要求と結びついたハーバーマスのある理論戦略に疑問を呈しておきたい。「妥当」はいうまでもなくロツェに由来し、ラスクやリッケルトなどの新カント学派の間でもはやされた概念である。彼らには、存在と妥当との区別を強調するあまり、永遠不変の「妥当の国」を実体化しようとする傾向が、事実と価値との硬直した二元論に陥いる危険が、つきまとっていた。その点、対象構成と妥当との区別という同種の趣旨から出発しながら、ハーバーマスはより巧妙に立ちまわっている。彼は、妥当要求が関係する理念を実体化するのではない。行為者と世界との様々な関わり方を規定する為に、またこの関わりそのものの媒介項として、妥当要求という概念を持ち出したのである。そしてこれによって彼は驚くべき総合をやったのけようとする。即ち、一方では、行為者は形式的な世界内に在るものに対して世界外的な位置をとる、として超越論的観念論の利点を手離すまいとし、他方では、行為者は形式的世界とは存在論的に身分が異なる生活世界内に常に既に居るのだ (II. 191)、とすることによって、観念論の無世界的主観性に対してハイデガーの「世界内存在」やフッサールの「生活世界」概念が持っていた批判的論点を探り入れるのである。この鮮やかな総合は、例えばフッサールを苦しめた「人間的主観性のパラドックス」を何の苦もなく解決してしまう。私はこの着想の卓抜さには大いに敬服する、がそれでも疑問は禁じ得ない。例えば、客観的・社会的・主観的世界は、三つの世界として相互に十分境界づけられる(これは三つの妥当要求の相互独立性という主張の帰結である)のか、また生活世界から存在論的に区別される形式的三世界という概念は明晰に考えられ得るのか、或は、生活世

界的内容がその存在論的身分の違いを越えて形式的世界の内容へと転換されるのは如何にして可能か、等々。こうした点について私は機会を改めて吟味するであろう。

〔注〕

- 1) この語をハーバーマスはビューラーの言語理論を形容するのに使っているが (I. 531), これはもちろん彼自身の社会理論にもあてはまる。彼はこの転回を「主観哲学の言語学的転回 (linguistic turn) を経てそれを越える」ものとして位置づけている。
 - 2) もっとも、人類をいわば大型の主体とみなすという「理論と実践」以来のこの考え方には、後に疑念が呈され (71c) 179f), 今日ではそれは影をひそめているように見受けられる。
 - 3) この点については、拙稿「ハーバーマス研究ノート——体系化への動機づけと方法——」, 大阪大学人間科学部『年報人間科学』第三号 (1982), 122頁以下でとり上げておいた。
 - 4) ちなみに「認識と関心」は、道具的行為とコミュニケーション的行為との区別と連関を執拗に追求したが、戦略的行為を総じて等閑視していた。しかし社会理論にとって戦略的行為が持つ意義は小さくないであろう。革命的実践は、なるほど基本的には制度的枠組に於て遂行されるにしても、それは閉鎖されている間主観性の地平を拓き、コミュニケーションの断絶を回復しようとする努力という意味で、従って相互了解が現実になり立っていないことが明確に前提をされたこの成立が革命的実践の終末を意味する限り、第一義的にはコミュニケーションの行為とは言い難い。いずれにせよ政治斗争が「勝利」を目指すことを余儀なくされ、組織のレヴェルで動く限り、そこでの戦略的な振舞いは不可避であり、単に必要悪という以上の意義を持つのではないか。「理論は啓蒙工作を正統化するとともに、それ自身もまたコミュニケーションの失敗によって反駁され、いずれにせよ訂正され得るのであるから、ましてや理論は具体的情勢の下での戦略的行為の、危険さきまりない意思決定を正統化することなどできないのである。政治斗争での意思決定は、前もって理論的に弁明しておいて、後は組織論的に貫徹すればよいというものではない。この水準での唯一可能な弁明は、参加者の間で実践的討議に於て達成さるべき合意だけである」(71d)38) というハーバーマスの思想は、たしかに、前衛党独裁がもたらしたマルクス主義運動の硬直化への苦い反省から生まれたものとして重みを持つ。けれども原則論としては尊重に値するこの理想主義は、少なくとも今日の政治的現実から著しくかけ離れており、またこの理念が現実味を持つ状況では有意味な政治斗争などそもそもあり得るのかと疑わざるを得ない。
- 私はまた、認識と関心の統一へと導く相互行為として中心的な位置化を与えられていた精神分析的治療にも、戦略的要素を勘案すべきであると思う。ここでも分析医と患者との間には間主観性の地平が成り立っているわけではなく、むしろこの地平を切り拓かねばならない。そしてこの作業はもっぱらコミュニケーション的になされるというわけではない。分析医は病理形成と人格の発達とに関する一般理論に従って、様々な治療手段 (例えば、所謂「徹底操作」、解釈の伝達など) を、戦略的に投入するのである。
- 5) 意識哲学の脈絡で議論する時には、ハーバーマスは「認識し行為する主体」と言う。
 - 6) ちなみにハーバーマスは妥当要求の理論を進化論の脈絡に組み込んで、神話的思考の一つの特色は、三つの妥当要求が十分に分化していないことにある、と説く (I. 80f, II. 289)。妥当要求相互の弁別可能性及び混同に対する批判については、(73e)236ff, I. 419ff.
 - 7) 「物象化」を今ではハーバーマスは、全体的合理性のうちのもっぱら認知的-道具的的局面での一面的な合理化として捉えている (I. 554ff)。
 - 8) 彼は「理論」でこの問題をホルクハイマーとアドルノの検討の脈絡に於てもう一度とり上げ (I. 497ff), 自己自身の批判理論のコミュニケーション論的転回の正当化を試みている (I. 519ff)。
 - 9) この語は「普遍的語用論」では「正当性」の別の名として使われていた (eg, (76j)246)。また「理論」でもこの用法が散見される (eg, II. 184f)。
 - 10) 例えば II. 585f では、誠実性に替って真正性に重要な位置が与えられる。

文 献

- 63a (71d) *Theorie und Praxis*. Luchterhand, (Neuausgabe, Suhrkamp)
 68a *Technik und Wissenschaft als "Ideologie."*
 68b (73h) *Erkenntnis und Interesse*. (Neuausgabe)
 70a (82a) *Zur Logik der Sozialwissenschaften*. (Erweiterte Auflage)
 70c "Der Universalitätsanspruch der Hermeneutik," in: R. Bubner et al. (Hrsg.), *Hermeneutik und Dialektik*.
 71c *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie*.
 73c *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*.
 73e "Wahrheitstheorien," in: H. Fahrenbach (Hrsg.), *Wirklichkeit und Reflexion*. Neske.
 75c "Sprachspiel, Intention, und Bedeutung. Zu Motiven bei Sellars und Wittgenstein." in: R. Wiggershaus (Hrsg.) *Sprachanalyse und Soziologie*.
 76a *Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus*.
 76i "Was heißt Universalpragmatik?," in: K.-O. Apel (Hrsg.), *Sprachgrammatik und Philosophie*.
 81j *Theorie des kommunikativen Handelns*. 2Bde.

発行所記載なきはすべて Suhrkamp 版。数字は発行年を1900年代の下二桁で示す。数字の後のアルファベットは、René Görtzen, *Jürgen Habermas: Eine Bibliographie*, 1982, Suhrkamp に依る。レファレンスは、この数字とアルファベットで書名を示し、頁数を添える。但し 81j は、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア文字で示す。

ZUR ERLÄUTERUNG DER GRUNDBEGRIFFE DER THEORIE DES KOMMUNIKATIVEN HANDELNS VON JÜRGEN HABERMAS

Kenichiro FUJISAWA

In seinem neueren Buch, "Theorie des kommunikativen Handelns", entwickelt Jürgen Habermas sein Konzept des kommunikativen Handelns, das den zentralen Stellenwert in der über die kommunikationstheoretische Wendung reformierten 'Kritischen Theorie' besitzt. Dieses formalpragmatisch begründete und durch die Theorie der Lebenswelt ergänzte Konzept ist aber hochkompliziert und erhebt nicht die intuitive Klarheit. In dieser Abhandlung möchte ich den Bildungsprozeß von dem Habermasschen Konzept des kommunikativen Handelns verfolgen und die Grundbegriffe seiner Kommunikationstheorie übersehen, um sie zu verstehen und zu überprüfen.

I. 'Arbeit' und 'Interaktion' — Als er zum ersten Mal den Begriff des kommunikativen Handelns explizite eingeführt und definiert hat, hat er ihn als 'symbolisch vermittelte Interaktion' im Gegensatz zu dem zweckrationalen Handeln bestimmt, das instrumentales und/oder strategisches Handeln ist. Er macht diese Einteilung der Handlungstypen unter dem Gesichtspunkt, welche Regel sie befolgen. Aber den Begriff der Handlung selbst hat er nicht genügend bestimmt. Auch bleibt es dunkel, wie das kommunikative und das strategische Handeln voneinander begrenzt werden, weil auch das strategische Handeln symbolisch vermittelte Interaktion sein kann.

II. Begriff der Handlung und Handlungstypen — In seinem neuen Buch bestimmt Habermas den Begriff der Handlung durch die definiens: symbolische Äußerungen und Weltbezug des Aktors. Was wichtiger ist, ist das, daß er nun als das neue Kriterium der Einteilung der Handlungstypen 'Erfolgs- v. s. Verständigungsorientierung' eingeführt hat. Nach diesem Kriterium ist z. B. der echte Imperativ, der nach früheren Kriterien unter der Klasse des kommunikativen Handelns gehört, nicht kommunikatives, sondern strategisches Handeln.

III. Geltungsansprüche — Das Kernstück der Kommunikationstheorie von Habermas ist das Konzept der Geltungsansprüche, das auch den Begriffsrahmen der Gesellschaftstheorie bietet. Der Sprecher erhebt mit seinen Äußerungen drei kritisierbaren Geltungsansprüche, d. h., propositionale Wahrheit, normative Richtigkeit und subjektive Wahrhaftigkeit. Diese und andere Geltungsansprüche sollen die Aspekte der 'Rationalität' ausmachen. Diese Auffassung ist sehr

interessant und überzeugend. Aber meiner Meinung nach ist es schwierig, den universalistischen Standpunkt von Habermas, mit dem er das Konzept der Geltungsansprüche verbindet, aufrechtzuerhalten, weil das Konzept selbst nicht wohlbegründet ist. (Fortsetzung folgt)

IV. Verständigung und Koordinieren des Handelns

V. Theorie der Argumentation

VI. Drei formale Weltkonzepte und Kategorie der Lebenswelt